平成３０年（フ）第９２号
三重県津市一身田町302番地３　県営住宅一身田団地Ｐ17棟202号室
債務者　紀平　節子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６９号
兵庫県伊丹市山田６丁目５番20号ハイツクレッシェンド203号、前住所兵庫県伊丹市堀池２丁目６番15―102号
債務者　長澤　智之
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第７４号
兵庫県川西市萩原１丁目４番７号Ｂ―102
債務者　笠井　直子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２３３号
兵庫県西宮市甲子園口６丁目16番12―303号
債務者　竹内　伸作
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２４３号
兵庫県西宮市高須町１丁目２番21―1007号
債務者　日髙　則男
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４１号
鳥取県米子市淀江町佐陀2102番地　フェイバードパークⅢ102号、前住所東京都葛飾区亀有５丁目33番４号　メゾン　ド　カメアリ501
債務者　中村　僚
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１６０号
岡山市南区豊浜町８番36―２号　エルディム美鳳102号、旧住所広島市安佐南区祇園３丁目49番13―105号
債務者　森山　豊
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８号
広島県呉市倉橋町7408番地の５
債務者　硎矢美奈子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第１０号
徳島県三好市池田町イタノ3346番地
債務者　近藤　祥子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成３０年（フ）第１１３号
愛媛県松山市森松町324番地　森松団地15棟42号
債務者　山本　英範
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２４号
福岡県田川郡福智町弁城2243番地29
債務者　宮原　幸子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第２５号
福岡県田川郡福智町金田60番地１　町営平原団地52―３棟114号
債務者　武田　亜衣（旧姓久冨）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第１２５号
大分市大道町４丁目３―11　アーバングリーン大道606号、住民票上の住所大分市大字小池原816番地の16
債務者　柳井　遙仁
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１３１号
大分市王子山の手町６番25号（レオパレス王子山の手町102）
債務者　房前　敬
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７９号
宮崎県延岡市川原崎町238番地１　矢野ビル301、前住所宮崎県延岡市牧町4675番地１
債務者　甲斐　勇
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第８０号
宮崎県延岡市愛宕町１丁目２番地２　マリンビル　508、前住所宮崎県延岡市北小路５番地１　コーポラス北小路　302
債務者　節賀　賢典
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部